

令和3年度第10回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和4年1月7日（金）午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室

3 出席委員（13名）

1番	林 重 孝	2番	羽根井 直 子
3番	鈴木 孝 徳	5番	梅 澤 孝 雄
6番	三 門 増 雄	7番	江 川 昌 子
8番	長 澤 正 昭	9番	足 立 正 道
10番	山 崎 宏	11番	兼 坂 仁
12番	牛 玖 良 一	13番	眞 野 文 雄
15番	石 田 和 久（議長）		

4 欠席委員（2名）

4番	三 須 健 行	14番	石 渡 文 久
----	---------	-----	---------

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和3年度第10次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地の権利取得における下限面積要件について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 糸賀 信之

主 査 久保木 豊

---

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長 農業委員の皆様、あけましておめでとうございます。また、雪の降っ

た後、足元の悪い中、お越しいただきありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、令和3年度第10回農業委員会総会を開催させていただきます。

本日の総会も、新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、マスク等の着用をお願いいたします。

それでは、諸般の報告をさせていただきます、次回の総会でございますが、2月8日(火)に、開催を予定していますので、よろしくお祈りいたします。

以上でございます。

#### ◎開会の宣言

○議長 改めまして、皆様、新年あけましておめでとうございます。

本年も、よろしくお祈りいたします。

それでは会議を始めます。

ただいまの出席委員は13名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和3年度第10回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

#### ◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———— (異議なしの声あり) ————

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

#### ◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———— (異議なしの声あり) ————

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。議席番号、1番「林 重孝委員」

議席番号、2番「羽根井 直子委員」を、会議録署名人に指名いたします。

### ◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号、令和3年度第10次農用地利用集積計画の決定について  
議案第4号 農地の権利取得における下限面積要件について  
以上、4案でございます。

本総会については、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、事前に議案をお配りし、事案について、審査をお願いしております。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

事務局より説明をお願いします。

事務局長

### ◎議案第1号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページ～6ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

詳細につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるよう、お願いいたします。

第1項から第13項までは、通常の3条の申請でございますが、第14項～第17項につきましては、営農型太陽光発電事業でございます。地上権を設定するもので、これは、新規ではなく、更新の申請となります。

以上でございます。

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、議案第1号第1項については、眞野委員より調査報告をお願いします。

———（眞野委員報告）———

○眞野委員 議席番号13番眞野です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

義務者の■■■■さんは、相続により申請地を取得し、農業者ではなく、購入者を探していたところ、申請地の隣接や近隣を耕作している、権利者の■■■■さんが購入してくれる事となったそうです。

問題ないものと思われしますので、よろしくご審議の程をお願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います、只今、眞野委員から報告がありました、何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。足立委員

○足立委員 議席番号9番足立です。義務者の■■さんは、長い間、■■の方から■■の水田を耕作してましたが、■■の水田の状況は解りませんが、この水田の隣を、私が耕作してまして、ここ、5、6年は耕作がされていません、現状としては、よしとススキが生えており、荒れている状態ですが、今後、■■さんが購入された後、この■■の水田は、■■地区から近いので、耕作には問題ないと思いますが、荒れている、■■の水田を、今後、■■さんはどのように耕作していくのか、この場所、歩行の田植え機でも落ちるような場所なので、最低、保全管理だけはしてくれるのか、その辺を確認したいのですが。

○議長 眞野委員

○眞野委員 議席番号13番眞野です。先日、■■さんにお会いして来ました。

■■地区の土地改良、3～4年後に着工出来るように、準備してまして、■■の水田については、その中で、整備しようとしているところです。

■■については、水はけが悪い土地で、耕作が出来ないような土地で、今後も保全管理して行く予定だそうです。

○議長 足立委員、よろしいでしょうか。

○足立委員 はい、解りました。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第1項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第2項については、羽根井委員より調査報告をお願いします。

———（羽根井委員報告）———

○羽根井委員 議席番号2番羽根井です。議案第1号第2項の調査報告をいたします。

義務者の■■■■さんは、92歳と高齢で、農業は営んでおりません。

申請地の周囲を耕作している、■■■■に購入してほしいと、相談をしたところ、購入することとなったそうです。

■■■■は、営農型太陽光発電施設のパネルの下で、■■■■を栽培している農業法人です。

問題はないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第2項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第3項及び第4項については、鈴木委員が関係する案件ですので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いいたします。

——（鈴木委員退席）——

○議長 それでは鈴木委員が退席しましたので、議案第1号第3項及び第4項について、山崎委員より調査報告をお願いします。

———（山崎委員報告）———

○山崎委員 議席番号10番山崎です。議案第1号第3項及び第4項の調査報告をいたします。

義務者の■■■■さんは、申請地を他の農業者に貸しており、農業は行っておりません。

申請地の隣接や近隣を大規模に耕作している、■■■■さん、■■■■さんに、購入してほしいとお願いしたところ、購入する事となったそうです。

問題はないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第3項及び第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第3項及び第4項は、許可と決しました。

鈴木委員を入場させて下さい。

———（鈴木委員入場）———

○議長 続きまして、議案第1号第5項及び第6項については、足立委員より調査報告をお願いします。

———（足立委員報告）———

○足立委員 議席番号9番足立です。議案第1号第5項及び第6項の調査報告をいたします。

まず、第5項ですが、義務者の■■■■さんは、相続により、申請地を取得し、農業者ではなく、購入者を探していたところ、近隣を耕作している権利者の■■■■さんが、耕作に便利のため、購入する事となったそうです。

問題ないものと思われしますので、よろしくご審議の程お願いします。

続きまして、第6項ですが、申請地については、権利者の■■■■さんが、耕作しており、■■■■より、購入してほしいと打診され、購入する事となったそうです。

問題はないものと思われしますのでよろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます、それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第5項及び第6項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第5項及び第6項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第7項～第9項については、牛玖委員より調査報告をお願いいたします。

———（牛玖委員報告）———

○牛玖委員 議席番号12番牛玖です。議案第1号第7項～第9項の調査報告をいたします。

義務者の■■■■さんは88歳と高齢で、農業を行ってはおりません。

申請地の隣接や近隣を耕作している、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、それぞれに購入してほしいと、お願いしたところ、購入する事となったそうです。

今までは、3件共、■■■■さんが耕作していました。

3項共、問題ないものと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第7項～第9項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第7項～第9項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第10項～第12項については、三門委員より調査報告をお願いいたします。

———（三門委員報告）———

○三門委員 議席番号6番三門です。議案第1号第10項～第12項の調査報告をいたします。

先に、第10項～第11項について報告します。

権利者は、9月総会より、申請地周辺を売買により申請しております、農業法人の■■■■■■■■■■でございます、申請地一体をまとめて、取得して、大規模な農業経営を目標としておりますが、地主が多くおり、交渉が成立した順に申請をしております。

現在の農業経営は、申請地の周辺や■■■■■■■■■■で、トマト等を栽培し、自社の■■■■■■■■■■や■■■■■■■■■■、また、■■■■■■■■■■等に調達、販売をしております、今後、経営規模を拡大しながら、その他に、販路を広げたいとのことです。

規模拡大することについては、従業員等の確保もされているので、問題なく耕作するものと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

続きまして、第12項につきましては、義務者の■■■■■■■■■■さんが、息子の■■■■■■■■■■さんに、生前贈与をすとのことです。

現状も、畑として耕作されていますので、問題はないと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第10項～第12項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第10項～第12項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第13項については、鈴木委員より調査報告をお願いします。

———（鈴木委員報告）———

○鈴木委員 議席番号3番鈴木です。議案第1号第13項の調査報告をいたします。

義務者の■■■■さんは、孫の■■■■さんに、生前贈与をしたいとのことです。

現在、■■さんは、一緒に住んではいませんが、■■さんと同居している、息子さんと、農業を行っています。

問題はないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第13項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第13項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第14項～第17項について審議いたします。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。事務局長。

○事務局長 先程、説明しました、営農型太陽光発電施設の区分地上権の設定の申請でございます。

○議長 ご質問、ございませんか、ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第14項～第17項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第14項～第17項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

◎議案第2号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の7ページ～8ページをお願いいたします。

全部で7項ございます。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

許可要件につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるよう、お願いいたします。

また、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

若干、補足させていただきます。

第1項、2項、3項につきましては、車両置場の申請でございます。

3項につきましては、昨年9月に、申請がありました、■■■■の施設の拡張になります。

面積は、約5,000㎡の面積となっております。

第4項～第7項については、議案第1号で審議していただいた、営農型太陽光発電施設用地の、柱部分の一時転用の申請となり、許可後の、3年間の更新となります。

許可要件調査書に記載されていますが、■■■■を栽培しており、大体50cm位に育っています。

以上でございます。

○議長 第2項、第3項についての補足は良いですか。

○事務局長 ■■■■の申請ですが、先程、説明しましたが、昨年9月の案件でご審議いただいた、車両置場の拡張となる申請となります。

現地の方、確認しておりますが、境界は全て確認しておりますので、問題はないと思います。

○議長 事務局

○事務局 既存の車両置場は、国内販売用の、主に大型トラック置場となっております、また、この場所でオークション等も行っています。

現地の方、見られると解るのですが、既存の施設は満杯となっておりますので、拡張の申請となります、以上でございます。

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ござい

ましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第2項及び第3項について採決をいたします。

議案第2号第2項及び第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第2項及び第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第4項～第7項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第4項～第7項は、許可相当と決しました。

———（賛成者挙手）———

○議長 続きまして、議案第3号、令和3年度第10次農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

### ◎議案第3号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の9ページをお願いいたします。

令和3年度第10次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、3件、11筆、

6,860㎡、賃貸借権の設定、9件、33筆、26,700㎡でございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

詳細については、議案の10ページ～13ページを、ご参照の程、お願いいたします。

以上でございます。

また、申請番号10番、11番、12番につきましては、議案と一緒に配布させていただいております、補足資料、新規農業法人設立者の概要を参照の程、お願いいたします。

少し補足させていただきますと、申請番号11番12番ですが、■■■■とすることで、知っている方はいると思いますが、■■の方で、平成29年に新規就農され、現在、■■■■として、知名度も上がっているところですが、今回、社員を雇って、法人化するということです。

申請番号10番につきましては、■■で農業をされていた方が、今回、佐倉市で法人を設立されるということで、お越しいただいております、そのような事なので、ご審議の程、お願いいたします。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、申請番号10番の申請人を呼んであります。

———（申請人入場）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■の■■と申します、よろしくをお願いいたします。

出身は■■の■■で、そちらの方でキノコとミニトマト栽培を実施しておりますが、そちらの法人を売却して、■■の方で就職していたのですが、もう一度、農

業で勝負したいと思い、佐倉市の方で農地を探していたところ、■■■の方に農地が見つかり、申請をさせていただきました。

計画としましては、農地に簡易なハウスを建て、菌床栽培をする予定でございます。

以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号8番長澤です。

■■の方で法人としてやられていて、それを、第3者に売却された理由、こちらの方でやられる理由、2点目ですが、5,000㎡の農地の内、1筆水田がありますが、ここで、菌床栽培をどのようにやるのか、3点目ですが、この5,000㎡を、お一人でやられるの、お伺いいたします。

○議長 申請人

○申請人 質問の方、お答えさせていただきます、まず、1点目ですが元々両親が建設業を営んでいて、新規部門で農業部門を立ち上げ、そちらの方に入社しまして、働いていましたが、売却して、佐倉市で新規就農として、申請させていただきました。

2点目ですが、水田となっておりますが、現況は畑で、少し高台になっていまして、水はけも良い場所で、単管パイプを利用して、簡易な菌床施設を作り、そこに棚を作り。栽培するものです。

3点目ですが、パートを雇おうと考えております。

収穫の際は、人手がいらいますので、その際に雇おうと思います。

以上でございます。

○議長 長澤委員よろしいですか。

○長澤委員 はい、解りました。

○議長 他に何かございますか、山崎委員。

○山崎委員 議席番号10番、山崎です。営農資金の調達等、また、施設の整備スケジュールはどのようになっていますか。

○議長 申請人

○申請人 近代化資金を利用しようと考えており、■■■■さんの方に相談をさせていただいています、自己資金も200万程、用意してあります、親会社の方もIT関係の仕事をしておりまして、そちらの方からも都合がつけられるようになっていきます。

整備スケジュールですが、同じ地主さんの方で、所有している、農業用倉庫も借りられますので、そちらで、菌床を作る予定でございます。

今後、土地の借り入れの許可後、銀行の方の手続きを行い、3月位から、施設の整備を行いたいと思います。

以上でございます。

○議長 山崎委員、よろしいですか

○山崎委員 はい。

○議長 他に何かございますか、三門委員。

○三門委員 議席番号6番、三門です。■■の方、第3者に会社を譲渡されたとのことですが、差し支えなければ、いくら位で、譲渡されたのですか。

○議長 申請人

○申請人 数百万円で買っていただきました。

○議長 三門委員、よろしいですか。

○三門委員 はい。

○議長 他に何かご質問はありますか、

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、申請番号10番を含む、議案第3号について採決をいたします。

承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、承認と決しました。

続きまして、議案第4号 農地の権利取得における下限面積要件について、審議いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

#### ◎議案第4号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の14ページをお願いいたします。

議案第4号は、農地法第3条及び同法施行規則第17条第2項の規定による農地の権利取得における下限面積要件について審議を求めるものでございます。

前回の総会後にも、ご説明しましたが、現行の下限面積の、5,000㎡以上から、農業振興地域の農用地区域外及び市街化区域の「畑」について、4,000㎡に引き下げ、それ以外については、現行通りとするものでございます。

見直し理由としましては、農地法施行規則第17条第2項の規定によるものでございますが、農業従事者の高齢化や後継者不足等による農業者の減少や、耕作放棄地の増加がみられることから、農地の有効利用や保全対策のために、新規就農等の受入れの促進等により、農地の有効利用等が図れると思われることから、変更するものでございます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。林委員

○林委員 議席番号1番、林です。確認なのですが、農業振興地域の農用地区域以外の畑となっていますが、例えば、私の住んでいる地域は、水田は殆ど農用地区域で畑は農用地区域ではないんです、隣の岩富は、畑も田んぼも農用地区域になっていますが、農用地区域とそれ以外を併用して借りる場合はどうなるのですか。

○議長 事務局長

○事務局長 実際、運用しだすと、林委員の言われるような、細かいケースが出てくると思われます、ケースバイケースで、判断していきたいと考えております。

○林委員 審議とは直接関係ないんですが、一番最初に頂いた資料の中で、1年に1回は、面積を審議する事が望ましいと書いてありますので、今回、良い機会なので、以後、1年に1回は、下限面積について、確認した方が良いと思います。

○議長 事務局長

○事務局長 全国的な流れからすると、平均したら、面積が3千～4千となっておりますので、今回の見直しも途中過程と思っていますので、事務局としては、そういった、ご提案を頂きながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長 他に何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですのでこれより採決をいたします。

議案第4号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、承認と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

なお、報告事項については、議案書を参照の程お願いいたします。

以上をもちまして、令和3年度第10回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===